

大津市立図書館の資料弁償に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市立図書館の管理運営に関する規則（昭和56年教育委員会規則第9号）第21条の規定に基づき、図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1項に掲げる資料をいう。以下「資料」という。）の汚損、破損又は亡失に対する弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 館長は、利用者が資料を汚損、破損又は亡失した場合、当該利用者に対し、図書資料事故届（様式第1号。以下「届出」という。）を提出させるものとする。

2 資料の弁償は、原則として現品により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現品による弁償ができない場合、館長は、次の各号のいずれかにより弁償を求めるものとする。

- (1) 館長が指定する資料
- (2) 資料の価格としてデータ登録している金額に消費税額を加算した金額
ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(弁償を求めない場合)

第3条 館長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、弁償を求めない。

- (1) 天災、火災により資料を汚損、破損又は亡失した場合
- (2) 盗難による亡失のうち、盗難届を警察に提出しており、本人の過失によるものではない場合
- (3) 団体に貸出した場合で、館長がやむを得ない理由によるものと認める場合

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。